

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する 説明書	図書番号の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>目次</p> <p>1. 概要 1</p> <p>2. 基本方針 1</p> <p>3. 施設の詳細設計方針 1</p> <p>3.1 出入管理設備 1</p> <p>3.1.1 中央制御室チエンジングエリア 1</p> <p>3.1.2 緊急時対策所チエンジングエリア 2</p> <p>3.2 可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置 2</p> <p>3.2.1 環境試料の種類及び測定頻度 2</p> <p>3.2.2 可搬型放射線計測装置及び小型船舶 2</p> <p>3.2.3 環境試料分析装置 3</p>	<p>設備名称の相違 記載表現の相違 設備名称の相違 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
 02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」）という。」第8条、第74条及び第76条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に係る放射線管理施設のうち、管理区域、中央制御室及び緊急時対策所の出入管理設備について、説明するものである。また、技術基準規則第75条及びその解釈並びに設置（変更）許可を受けた放出管理目標値の管理状況の確認に関わる環境試料分析装置について説明する。併せて環境試料の放射能測定に用いる可搬型放射線計測装置及び小型船舶についても説明する。</p> <p>なお、設計基準対象施設として使用する出入管理設備、環境試料分析装置に関しては、要求事項に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。</p> <p>今回は、重大事故等時に使用する出入管理設備、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置について説明する。</p>	設備名称の相違
		<p>2. 基本方針</p> <p>技術基準規則第74条及び第76条並びにそれらの解釈に基づき、重大事故等が発生し中央制御室及び緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行う区画を含む出入管理設備を設置する。</p> <p>技術基準規則第75条及びその解釈に基づき、重大事故等が発生した場合において、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において発電所から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置を配備する。</p>	設備名称の相違 記載表現の相違
		<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 出入管理設備</p> <p>3.1.1 中央制御室チェンジングエリア</p> <p>中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染持ち込みを防止するため、制御建屋内、かつ中央制御室バウンダリに隣接した場所にチェンジングエリア</p>	設備名称の相違

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>を設置する。</p> <p>中央制御室チャンジングエリアの設置場所及び配置を図3-1「中央制御室チャンジングエリア設置場所及び配置」に示す。</p> <p>チャンジングエリア内は、靴等を着脱する下足エリア、防護具の脱衣エリア、放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び運転員等に放射性物質による汚染が確認された場合にウェットティッシュによる拭取りや簡易シャワーで除染を行う除染エリアで構成される。</p> <p>なお、除染で発生した汚染水は、排水を受ける資機材及びウエスで受け、使用したウエスは固体廃棄物として処理する。</p> <p>チャンジングエリアはチャンジングエリア用資機材で区画し、表面汚染密度測定用サーベイメータ、除染用資機材、乾電池内蔵型照明を配備し、チャンジングエリア用資機材、防護具、表面汚染密度測定用サーベイメータ、除染用資機材、乾電池内蔵型照明は、迅速な対応を行うために制御建屋内に保管する。</p> <p>乾電池内蔵型照明の電源、照度については、添付書類「VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書」に示す。</p>	記載表現の相違
		<p>3.1.2 緊急時対策所チャンジングエリア</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、緊急時対策建屋内にチャンジングエリアを設置する。緊急時対策所チャンジングエリアの設置場所及び配置を図3-2「緊急時対策所チャンジングエリア設置場所及び配置」に示す。チャンジングエリア内は、靴等を着脱する下足エリア、防護具の脱衣エリア、放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び要員等に放射性物質による汚染が確認された場合にウェットティッシュによる拭取りや簡易シャワーで除染を行う除染エリアで構成される。なお、除染で発生した汚染水は、排水を受ける資機材及びウエスで受け、使用したウエスは固体廃棄物として処理する。</p> <p>チャンジングエリアはチャンジングエリア用資機材で区画し、除染用資機材、表面汚染密度測定用サーベイメータ、乾電池内蔵型照明を配備し、チャンジングエリア用資機材、防護具、除染用資機材、表面汚染密度測定用サーベイメータ、乾電池内蔵型照明は、迅速な対応を行うために緊急時対策建屋内に保管する。</p>	設備名称の相違 図書番号の相違
			設備名称の相違
			設備名称の相違
			設備名称の相違
			設備構成の相違 (女川では乾電池内蔵型照明を使用)

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.2 可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において発電所から放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置を配備する。可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置は、重大事故等時に迅速に対応するために緊急時対策建屋、第1保管エリア又は第4保管エリアに保管する。（図3-3「可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置の保管場所」参照。）</p> <p>3.2.1 環境試料の種類及び測定頻度</p> <p>採取する環境試料の種類及び測定頻度は表3-1「環境試料の種類及び測定頻度」に示すとおりとする。</p> <p>3.2.2 可搬型放射線計測装置及び小型船舶</p> <p>環境試料の放射性物質の濃度を測定するために可搬型放射線計測装置及び小型船舶を配備する。</p> <p>空気中の放射性物質の濃度を測定するために、可搬型ダスト・よう素サンプラー（個数2（予備1））により環境試料を採取した後、γ線サーベイメータにてガンマ線、β線サーベイメータにてベータ線、α線サーベイメータにてアルファ線を監視・測定する。また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>海水、排水に含まれる放射性物質の濃度を測定するために、採取用資機材により海水、排水を採取した後、γ線サーベイメータにてガンマ線、β線サーベイメータにてベータ線、α線サーベイメータにてアルファ線を監視・測定する。また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>なお、周辺海域においては小型船舶を使用する。</p> <p>土壤に含まれる放射性物質の濃度を測定するために、土壤を採取した後、γ線サーベイメータにてガンマ線、β線サーベイメータにてベータ線、α線サーベイメータにてアルファ線を監視・測定する。</p>	<p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>〈柏崎7号との比較〉 ・記載箇所の相違 (女川は6頁に記載)</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>また、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>上記の可搬型放射線計測装置及び小型船舶の種類並びに使用目的を表3-2「可搬型放射線計測装置及び小型船舶の種類並びに使用目的」に示す。</p> <p>可搬型放射線計測装置の計測範囲及び測定結果の記録については、添付書類「VI-1-7-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。</p> <p>3.2.3 環境試料分析装置</p> <p>海水、排水に含まれる放射性物質濃度測定の前処理を行うための環境試料分析装置の種類及び使用目的は表3-3「環境試料分析装置の種類及び使用目的」に示す。</p>	<p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 図書番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		図3-1 中央制御室チェンジングエリア設置場所及び配置	記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
 02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書)

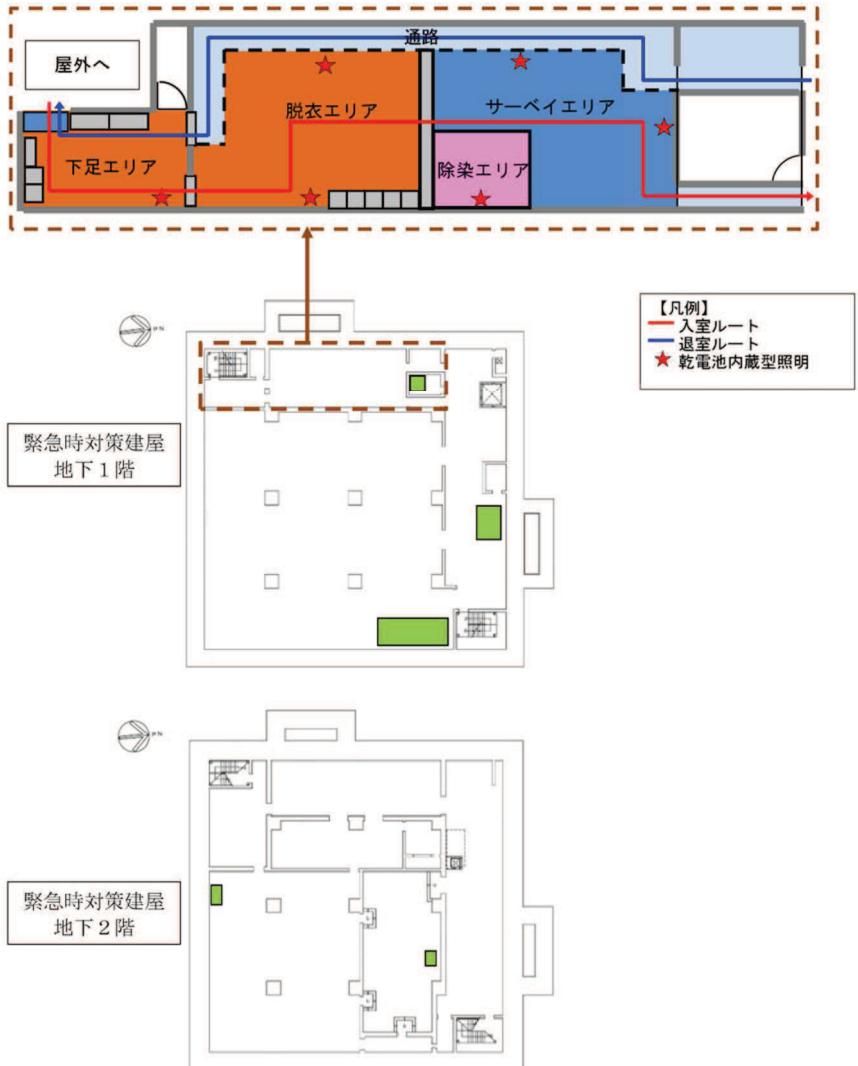
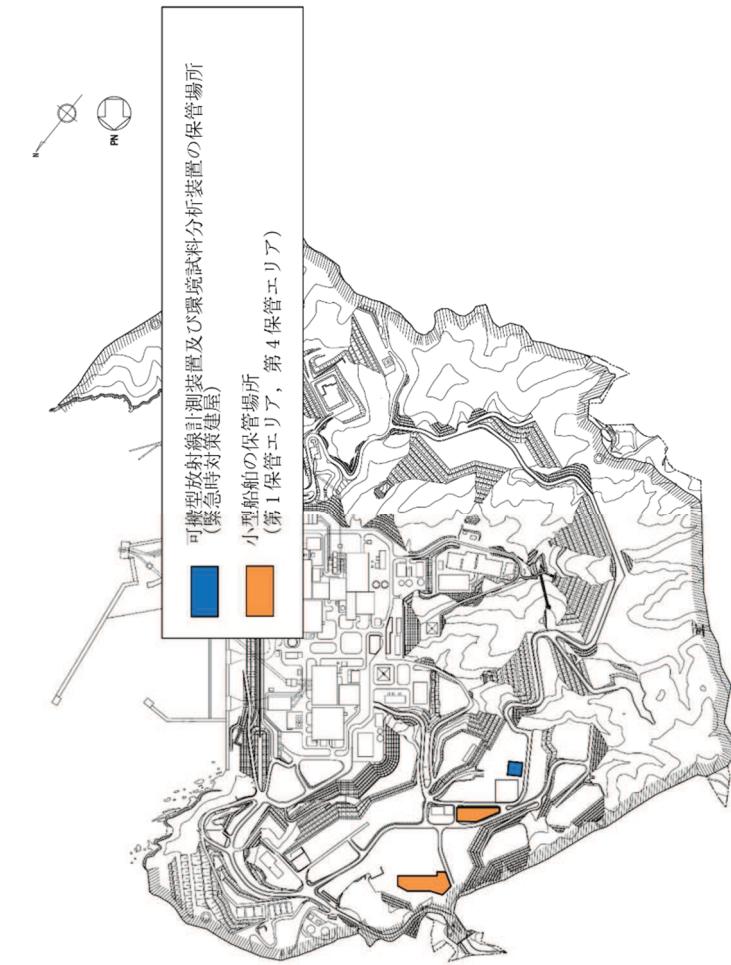
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載表現の相違

図3-2 緊急時対策所チェンジングエリア設置場所及び配置

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
 02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p>可搬型放射線計測装置及び環境試料分析装置の保管場所 (緊急時対策建屋) ■ 小型船舶の保管場所 (第1保管エリア、第4保管エリア)</p>	<p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>図 3-3 可搬型放射線計測装置、小型船舶及び環境試料分析装置の保管場所</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年3月30日
 02-工-B-07-0006_改0

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-7-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																				
		<p>表 3-1 環境試料の種類及び測定頻度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>測定頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の放射性ダスト及び放射性 よう素、海水、排水、土壤</td><td>1回／日以上*</td></tr> </tbody> </table> <p>注記 *：測定頻度は発電所の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>表 3-2 可搬型放射線計測装置及び小型船舶の種類並びに使用目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>使用目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラー</td><td>放射性物質採取</td></tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td><td>放射性よう素測定 全ガンマ放射能測定</td></tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td><td>全ベータ放射能測定</td></tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td><td>全アルファ放射能測定</td></tr> <tr> <td>小型船舶</td><td>放射性物質採取</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3-3 環境試料分析装置の種類及び使用目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>使用目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろ過装置（ろ紙含む。）</td><td>海水、排水のろ過</td></tr> </tbody> </table>	種類	測定頻度	空気中の放射性ダスト及び放射性 よう素、海水、排水、土壤	1回／日以上*	種類	使用目的	可搬型ダスト・よう素サンプラー	放射性物質採取	γ線サーベイメータ	放射性よう素測定 全ガンマ放射能測定	β線サーベイメータ	全ベータ放射能測定	α線サーベイメータ	全アルファ放射能測定	小型船舶	放射性物質採取	種類	使用目的	ろ過装置（ろ紙含む。）	海水、排水のろ過	<p>設備名称の相違 記載表現の相違</p> <p>使用する資機材の相違</p>
種類	測定頻度																						
空気中の放射性ダスト及び放射性 よう素、海水、排水、土壤	1回／日以上*																						
種類	使用目的																						
可搬型ダスト・よう素サンプラー	放射性物質採取																						
γ線サーベイメータ	放射性よう素測定 全ガンマ放射能測定																						
β線サーベイメータ	全ベータ放射能測定																						
α線サーベイメータ	全アルファ放射能測定																						
小型船舶	放射性物質採取																						
種類	使用目的																						
ろ過装置（ろ紙含む。）	海水、排水のろ過																						

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。